

## 杉並区地域包括支援センター ケア 24 久我山運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、杉並区が設置し、社会福祉法人 杉樹会（以下「法人」という。）が受託運営する杉並区地域包括支援センター ケア 24 久我山（以下「事業所」という。）が行う包括支援事業、指定介護予防支援事業、第1号介護予防支援、及びその他の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、適切な地域包括ケアを実現することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 事業所の運営方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業所の職員は、高齢者が住みなれた地域で、尊厳をもって、その人らしい生活を継続できるように配慮するものとする。
- (2) 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状態やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮するものとする。
- (3) 事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類または事業者に不当に偏ることのない公正中立を期すものとする。
- (4) 事業の実施にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、分かりやすく説明しなければならない。
- (5) 事業の運営にあたっては、関係区市町村、他の事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めるものとする。

### (事業所の名称および所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 杉並区地域包括支援センター ケア 24 久我山
- (2) 所在地 東京都杉並区久我山三丁目47番16号

### (職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
- (2) 担当職員
  - ア 保健師または経験ある看護師 1名（常勤）
  - イ 主任介護支援専門員 1名（常勤）
  - ウ 社会福祉士 1名（常勤）
- (3) 事務職員 1名（非常勤）

2 前項に掲げる職員の職種別の職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者は、事業所の職員の管理、利用の申込に係る調整および業務の実施状況の把握その他事業所の運営に関わる指揮命令を一元的に行う。

(2) 担当職員は、利用者の指定介護予防支援および第1号介護予防支援、その他の事業による支援にあたる。

(3) 事務職員は、事業所の必要な事務を行う。

3 第1項第1号に定める管理者は、第1項第2号に掲げる担当職員のうちから法人の理事長が任命する。

4 法人の理事長は、事業所の事業運営上特に必要があるときは、第1項第2号に定める担当職員、同項第3号に定める事務職員の員数に加え、常勤または非常勤の担当職員、事務職員を配置することができる。

#### (営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日および12月29日から31日までならびに1月2日・3日を除く。

(2) 営業時間 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後7時まで  
土曜日 午前9時から午後1時まで

2 前項第2号に掲げる営業時間外および前項第1号ただし書きに定める日は、転送電話等により、常時連絡が可能な体制を整えるものとする。

#### (指定介護予防支援および第1号介護予防支援の方法、内容および利用料)

第6条 指定介護予防支援および第1号介護予防支援の方法および内容(実施場所、方法、頻度等)は次の各号に掲げるとおりとし、利用料の額は、告示されている介護報酬等の額とする。

(1) 指定介護予防支援の方法は、「杉並区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例」(平成27年3月13日条例第7号)第31条から第33条に規定する介護予防のための効果的な支援の方法とする。

(2) 第1号介護予防支援事業の実施は、「杉並区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」の定めによる。

(3) 相談を受ける場所は、原則として第3条に規定する事業所、または利用者宅とする。

#### (事業の委託)

第7条 事業所は、計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成等の業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。ただし、委託するときは、杉並区長の承認を得なければならない。

2 事業所は、事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に業務が実施できるよう、委託する業務の範囲や業務量について配慮しなければならない。

(利用契約)

第8条 事業所が事業を行うにあたっては、利用者と指定介護予防支援契約および第1号介護予防支援契約を締結しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、杉並区久我山1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目、松庵1丁目、宮前5丁目とする。

(研修)

第10条 事業所は、担当職員の資質向上を図るため、採用時およびおおむね在職2年ごとに1回の研修の機会を設けるものとする。

(秘密の保持)

第11条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を守らなければならない。退職後も同様とする。

(苦情・要望対応)

第12条 事業所の管理者は、利用者からセンターが実施した指定介護予防支援および第1号介護予防支援に関する苦情・要望があったときは、迅速かつ適切に対応するため、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者またはその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第13条 この規程に定める事項のほか、事業所運営に関する重要事項は、杉並区と法人との協議に基づき別に定めるものとする。

附則（平成23年3月14日 理事会決定）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成28年3月17日 理事会決定）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成31年2月25日 理事会決定）

この規程は、平成31年3月1日から施行する。